高萩需園合葬式墓地使用事項確認書

1. 使用区分

高萩霊園 合葬式墓地 直接合葬 (納骨壇への収蔵を経ずに、合葬室に焼骨を埋蔵する方法)

2. 使用の目的

霊園は、焼骨(分骨は除く)の埋蔵の目的以外に使用することはできません。

3. 使用料

使用料は<u>円</u>とし、使用許可を受ける際に納付してください。 また、いかなる場合も使用料は還付できません。

4. 使用の譲渡または転貸の禁止

使用の許可を受けた者は、その権利を譲渡し、または転貸することはできません。

5. 届出等

使用許可証に記載された事項(本籍、住所、氏名)に変更が生じたときは、速やかにその旨を市に届け出てください。

6. 使用許可の取消

次の各号のいずれかに該当する場合は、使用許可を取り消すことがあります。

- (1) 高萩市霊園使用条例または施行規則に違反したとき。
- (2) 許可を受けた目的以外に使用したとき。
- (3) 偽りその他不正の手段により使用許可を受けたとき。

7. 合葬室への埋蔵

- ・合葬室へ焼骨を埋蔵しようとする7日前(当該日が休日のときはその前の平日)までに「高萩市霊園収蔵・埋蔵届」を提出し、承認を得てください。
- ・焼骨を埋蔵することができる期日は、1月4日から12月28日までの午前10時から午後3時までの間とします。
- ・市が用意した納骨袋への移し替えが必要となります。
- ・位牌等の副葬品は入れられません。

8. 焼骨の返還

合葬室に埋蔵された焼骨については、返還できません。

9. 参拝所の使用

- ・食べ物をお供えされる場合は、持ち帰りをお願いします。
- ・塔婆立てに置かれた塔婆は、毎年2月及び7月に市で処分します。 なお、市で供養等は行いませんので、必要な場合は塔婆の持ち帰りをお願いします。
- ・霊園を損傷、汚損等したときは、速やかに市へご連絡ください。

10. 一般墓地使用区画の返還 (市営霊園一般墓地使用者の場合)

合葬式墓地の使用許可を受けた日から2か月以内に一般墓地の返還手続きを行ってください。

なお、返還手続きを行わない場合は、使用許可を取り消すことがあります。

以上のことを確認し、合葬式墓地の使用を申し込みます。

令和 年 月 日

署名